

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 専門人材マッチング

建設業界が抱える担い手不足や技能承継の課題解決に貢献します。保有資格や実務経験をデータベース化した「スキル・資格マップ」を活用し、専門性の高いニーズに的確に応えます。また、未経験からでも専門職を目指せるキャリアアップ支援付きの求人を企画・紹介し、若手人材の育成と長期的な定着を支援します。

b. グリーン化の取組

当社は事業運営のデジタル化を徹底し、環境負荷の低減に努めています。契約書等の電子化によるペーパーレス化や、求職者・企業様とのオンライン面談の標準化で移動を削減。また、社内コミュニケーションに仮想オフィスツール（ovice）を活用し、出社を前提としない事業体制を構築することで、従業員の通勤に伴う環境負荷も軽減しています。

c. 健康経営に関する取組

紹介した人材が心身ともに健康で、安全に長く活躍できる環境づくりを支援します。就業後も定期的なフォローアップ面談を実施し、労働環境や人間関係に関する悩みなどをヒアリングします。課題が確認された場合はクライアント企業と連携し、職場環境の改善に努めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、適正な賃金水準での求人をご提案することで、建設・物流業で働く方々の処遇改善に貢献します。これにより、サプライチェーン全体での持続的な価値向上を目指します。

紹介する人材の定着と活躍を支援するため、就業後のフォローアップ体制を強化し、クライアント企業と連携して働きやすい環境づくりに貢献します。

クライアント企業に対しても「パートナーシップ構築宣言」の趣旨を説明し、業界全体で共存共栄の関係を築くための取り組みを推進します。

2025年10月7日

株式会社レクリー

企業名

代表取締役 湯川 大志

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。